

令和2年度・第4回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和2年11月5日(木曜日) 午前・午(後) 1時15分			
開催場所	富士見市役所2階 第2会議室			
会議時間	開会	午前・午(後) 1時15分	議長	吉野 欽三
	閉会	午前・午(後) 2時20分		
出席者数	委員 14名 事務局員 6名			
出席委員	会長	吉野 欽三	委員	北村 善男
	会長代理	池内 八十四郎	委員	濱田 英治
	委員	黒田 隆夫	委員	高橋 博
	委員	梶 美智子	委員	塩野 浩
	委員	東海林 恵子	委員	伊藤 哲洋
	委員	南 絢子	委員	厚澤 茂男
	委員	茶木 俊明	委員	小石川 幸代
欠席委員	委員	富士原 雅博	委員	斉田 征弘
	委員	渋谷 善行		
参 与				
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課長 副課長	真中 剛
	市民生活部長	清水 昌人	保険年金課 主 任	猪又 史子
	保険年金課長	久保田 智子	保険年金課 主 任	三村 崇
				担 当 書 記
会議録署名委員	黒田 隆夫 委員 南 絢子 委員			

◎諮問

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、会議の前に、資料の確認と報告がございます。

先日お配りした資料についてはご持参していただきましたでしょうか。

本日、2号委員の富士原委員、渋谷委員、斉田委員から欠席のご連絡をいただいていますので、ご報告させていただきます。

それでは、ただいまより令和2年度第4回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 1時15分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長よりご挨拶をお願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。大分涼しくなつてまいりまして、もう本当に冬も間近になってきたという気温でございますし、ただコロナ禍の中でまだまだ富士見市でも11月の2日現在、68例目の感染者の方が発生してしまったという、まだまだ先の見えない関係でありますけれども、今日はこの運営協議会を行うに当たっては、協議をさせていただいて、換気をしっかりしよう、また検温と消毒はしっかりしようという中で開催をさせていただきましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、ただいま市長から2点ほど諮問をいただきました。今日この2点について皆さんで慎重審議、ご協議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎市長挨拶

○保険年金課副課長 続きまして、星野市長よりご挨拶申し上げます。

○市長 皆さん、こんにちは。今日は大変お忙しいところを国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま会長宛てに諮問を2つお願いさせていただいたところでございます。先ほどの会場に入る前に、課長に、この運営協議会、今年度は何回目だったろうと

ということで話をしまして、4回目なのですが、過去2回は書面で議決をいただいたということでございます。コロナの状況におきましては、もう皆様ご存じのとおりでございますし、冒頭会長からお話をいただいた内容でございます。

1つ付け加えさせていただきますと、もうご存じかと思いますが、私どもの教育長がPCR陽性ということでございますけれども、ご本人は無症状でございます、現在のところは入院でございますが、この後早期の復帰が予定をされておると思っております。こういう状況の中では、私ども特別職もしっかりとやはり率先垂範するということが必要だということは肝に銘じておるところでございますが、なお市民皆様方、関係者皆様方にも同様に新しい生活様式の中でこれからもしっかりとお守りいただけたところをお願いを申し上げたいと、このように私ども考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

そして、コロナにつきましては、5月の臨時会、6月の定例会、7月の専決処分、9月の定例会ということで、4回にわたります意思決定をさせていただきまして、43事業、大体15億円ほどの対策を打ってまいりました。最後、9月の定例会ではインフルエンザとこの秋冬の重複罹患を避け、医療関係者の皆様への負担を避けるためにもインフルエンザの予防接種につきまして、高齢者の皆さん並びに子供たち、妊婦の皆さんへということで、この政策7,000万円ほどかかりますが、入れさせていただきました。こうした状況の中で我が市民の皆様方の健康を守るということにしっかりと傾注してまいりたいと思ひます。どうぞまた大所高所からご意見、ご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

そして、国民健康保険の保険者といたしまして、市民の皆様方に安心して医療を受けていただくため、もとよりこの仕事をしっかりと進めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。そして、これより12月の定例会におきまして、ただいま諮問させていただきました補正予算並びに税条例の改正につきまして本会議で上程させていただくべく、本日の諮問でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

終わりに、ご参会の皆様方のご健勝と、そしてますますのご活用をご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

なお、市長におきましては、所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

○保険年金課副課長 それでは、以後の議事進行につきましては、会長よりお願いいたします。

○会長 それでは、始めさせていただきます。

◎会議録署名委員の選出

○会長 ここで本日の会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員に黒田委員、南委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎諮問事項

○会長 それでは、早速議案に入らせていただきます。

諮問事項、諮問第1号 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について議題といたします。

事務局より説明を願います。

○保険年金課副課長 保険年金課、真中と申します。よろしくお願いいたします。

諮問第1号 令和2年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の1になります。1枚おめくりください。A3の横の資料になります。こちらの資料では、上段に歳入、下段に歳出の部分を記載させていただいております。今回の補正では、歳入歳出とも1億2,725万円の増額補正をお願いするところでございます。要因としましては、下段の歳出の報告のとおり、保険給付費の中の高額医療費が増えているということになります。昨年度の予算編成時より被保険者の人数は減る見通しでございますが、入院、調剤における給付が昨年度後半より増加しており、1人当たり保険者が負担する金額が現金給付について1人当たり月額394.6円を予算時に見込んでおりましたが、それが462.5円に増える見込みで、令和元年度決算比で比べますと16.8%の増加になる見込みでございます。

また、現物給付につきましても1人当たり月額2,521.2円を見込んでおりましたが、2,938.6円になる見込みで、令和元年度決算比で14.2%の増と、こちらも増える見込みになりました。

その結果、年度末までに予算額を超える見込みとなりましたので、増額補正をこれをお願いするものでございます。

それに関連しまして、上段の歳入についても県からの補助金が同額の増額補正と

なるものでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ただいま事務局から説明をいただきました。

このことにつきまして質疑を受けます。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○委員 補正予算の増額でございますけれども、新型コロナウイルスと、それからインフルエンザ、まだまだ数か月、年度末までありますけれども、この辺のところはどのくらいに見込んでいらっしゃるのか。ニュースや新聞などでは、まだ不明という物すごい数の増加がというようには専門家の方々が言っでは、分からないということなのですよね。でも、ここでまた補正をして、そして1月、2月にまた補正ではないですけれども、その辺のところはどのくらい見込んでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○会長 事務局。

○保険年金課長 委員からのご質問でございましたので、私のほうから答えさせていただきます。

今ご指摘がありましたように、まずコロナの関係、これは正直言って私どももどの程度まで見込んでいいのか、なかなか不透明な状態ではございます。しかし、今回、補正させていただくのが高額療養費ということで、療養給付費という予算を持っております。こちらは主にコロナですとか、インフルエンザで使用するようになるのかなという予算でございます。今年の前半、受診控えということがございまして少し余力がある状態でございます。ですので、今回補正させていただくのは、3月補正でお願いいたしました高額な薬剤を使用している方を令和2年度予算では見ていなかったということがございましたので、それを補正させていただくと。

今委員からございましたコロナ、新型インフルエンザということは、被保険者が減少しております、令和2年度の当初予算でのみ込めるという数字が残っております。しかし、どう転ぶかこれから全く分からない中ですので、もしコロナ、またインフルエンザで給付費も足りなくなってしまうことがあるとすれば、また補正のお願いしなければならないのかなという状態でございます。

○会長 委員

○委員 ありがとうございます。よく理解できました。新型コロナウイルスにかからないように、気を付けます。ありがとうございます。

○会長 そのほかに。よろしいですか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がないようですので、質疑がなければ討論を行います。
討論のある方、挙手をお願いいたします。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決いたします。

諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は承認されました。

続きまして、諮問第2号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正について議題といたします。

事務局より説明願います。

○保険年金課主任 保険年金課の三村と申します。着座にて説明させていただきます。

資料の2番、諮問第2号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明さしあげます。1枚めくっていただきまして、同じく資料2、富士見市国民健康保険税条例改正についてと書かれている資料を御覧ください。こちらに書かれている内容を、順番は前後いたしますが、分かりやすい説明にするために、一番下の表から御覧をいただきたいと思っております。

国民健康保険税の税額につきましては、あらかじめ条例にて決まっております税率及び税額を基に計算をしておりますが、世帯の納税義務者と被保険者の所得の合計が上の表の現行と書かれております内容、そこに書かれております軽減判定所得に満たなかった場合は計算にて均等割の一部減免、軽減というものが適用されます。

表の現行軽減判定所得に分かれているところを御覧いただきたいのですが、もし世帯の納税義務者、被保険者の所得の合計金額、例えばそれが33万円以下だった場合は、均等割の7割軽減が受けられます。また、世帯の被保険者数が2名だった場合、基礎控除額33万円に28.5万円掛ける被保険者数、ここでは2といたしますが、そちらを掛けました合計で90万円以下だった場合は、5割の軽減が受けられます。

また、続いて基礎控除額33万円に52万円に被保険者数、ここでは2といたしますが、もし2人の世帯だった場合につきましては、137万円以下の所得だった場合、2割軽減が受けられると、そういったような制度になると思っておりますが、こちらに関して国の税制改正に従いまして改正のほうを行う必要がありましたので、こちらに関

しての内容となっております。

こちらの資料に書いております真ん中ほどになります改正内容というところが御覧をいただきたいのですが、税制改正におきまして個人所得課税の見直しというものが行われました。それは、具体的には給与所得控除及び公的年金等控除、こちらの金額が一律10万円引き下げられるとともに、その反対に基礎控除というものが10万円増額されるということで、給与所得控除などから基礎控除への10万円の振替というものが改正によって行われたのですが、それによりまして一定の給与所得者の方、公的年金等の支給を受ける方が世帯の中で2人以上いらっしゃる場合は、先ほど説明した現行の軽減判定所得のままですと軽減措置に該当しにくくなるのが想定されますので、その影響をなくすために見直しを行うものであります。

順番が逆になって申し訳ないのですが、一番上の概要を御覧ください。それをもってどのように改正するかについてなのですけれども、国民健康保険税の軽減判定基準に関して、現状33万円となっております基礎控除額、こちらを国に合わせて43万円に引き上げさせていただくとともに、世帯の中で給与所得者及び公的年金等の支給を受ける方の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算させていただくものでございます。こちら

の改正は、国の改正に合わせて令和3年度以後の国民健康保険税について適用させていただきます。

このように説明をさせていただいても、なかなかちょっと伝わりにくい部分があるかと思います。例示をさせていただきたいと思うのですけれども、例えば給与収入が75万円の方が2人いる世帯の場合なのですけれども、現行制度の場合、給与収入75万円の場合は給与所得控除として65万円が引けますので、最終的に残る給与所得の金額は75万円から65万円を引いた10万円となります。したがって、2人、もし仮にこの世帯が2人いる場合につきましては、所得の金額10万円掛ける2となりまして、この世帯の合計所得金額が20万円となります。これを現行の軽減判定所得に当てはめると、33万円以下となり、7割軽減が適用されることとなります。

それに対しまして、先ほどご案内した個人所得課税の見直し後を想定して計算をいたしますと、同じ条件の場合、給与収入75万円の場合、給与所得控除は65万円から10万円引き下げられた55万円となりますので、1人当たりの給与所得が20万円となります。したがって、先ほどの例になりますと、2人世帯で同じ給与収入75万円の場合は、20万円掛ける2となりまして、合計所得金額が40万円となってしまいます。見直し前よりも20万円、同じ収入にもかかわらず所得が多くなってしまふとい

う現象が発生するのですが、これを現行の軽減判定所得に当てはめると、世帯の合計所得金額40万円となりますので、33万円の7割軽減が基準というのは超過してしまうことになりまして、同じ収入ではあるのですが、個人所得課税の見直しによりまして、5割の軽減というふうに軽減の判定が変更になってしまいまして、見直し前よりも軽減額が減ることになってしまいます。そういったことを避けることから、給与所得者等が1人増えるごとに所得の合計金額も10万円ずつ調整させていただくといった必要があることから、改正後に書かれているような内容の改正をさせていただきたいと思っております。

その他、資料の続きにありますように、新旧対照表をつけさせていただいておりますが、こちらは参考として後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○会長 それでは、質疑を受けます。

どなたか。

○委員 ちょっとよく分からないのですが、基礎控除額33万円のままで10万掛ける給与所得者数にしたほうが分かりやすいと思っておりますけれども、何でマイナス1なのですか。

○会長 事務局。

○保険年金課主任 お答えします。

こちらの改正内容としては、国の内容に沿った改正内容でございますが、一度控除額の33万円から43万円にしている理由といたしましては、税制改正による個人所得課税の見直しの中で基礎控除額というものが現行33万円なのですが、そちらを43万円に変えるといったような内容が、今年個人の所得課税ですとか、住民税でも行われるような内容となっております。それに従うような形で基礎控除の部分につきまして、基礎控除に相当する部分として、現行の33万円となっているものを43万円というふうに国に従って変えさせていただいております。

○委員 分かりました。

○会長 よろしいですか。

そのほかには、よろしいですか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決いたします。

諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は承認されました。

ありがとうございます。

◎その他

○会長 それでは、そのほかに委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
委員。

○委員 インフルエンザについて、今年予防接種が65歳以上無料あるいは小中学生無料ということになってはいますが、あれは今年から出たものなのですか。来年度以降はどうします。当然来年から。

○保険年金課長 私どものほうにも今は無料化ということは下りてきているのですが、来年度についてはまだ今のところ白紙の状態かなと思っています。

○委員 今年コロナの日程だったので、多分そうなったのだろうと。今年限定なのかなと思ったのです。来年どうなのですかと時々聞かれるのですが。

○保険年金課長 やはりコロナというのが背景にありますので、来年度以降のことに關しては私ども今のところ情報を把握しておりません。申し訳ありません。

○会長 よろしいですか。

そのほかには。

「なし」の声

◎会議録の確認

○会長 ないようですので、ここで会議録の確認をさせていただきます。

会議録の確認ですが、後日会議録がまとまり次第、黒田委員と南委員に署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理の池内委員にお願いいたします。

○会長代理 皆様、大変お忙しい中、本日ご参加をいただきまして、また貴重なご意見をたくさん頂戴いたしましたこと、心から御礼を申し上げます。これからいよいよ

よ冬本番の寒さが厳しくなってくると思います。また、コロナの問題もあります。
どうか皆様、健康第一でお過ごしただければというふうに思います。本日は大変
ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

(午後 2時20分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。